

県議会厚生常任委員会での質疑等の概要 (R1. 12. 13)

(委員) 再度確認するが、5日の本会議での発言で知事が家族に送った手紙は公文書ということでしょうか。

(県当局) 県で送付した公文書である。

(委員) 発送はいつしたのか。

(県当局) 12月6日に発送した。より早く知事の考えをお伝えするという知事の判断である。

(委員) 車いす拘束については問題がなかったという説明ではなかったか。

(県当局) 事案の度に確認してきたが、繰り返し入った指摘もあった。そういった懸念があるのであれば、公募にして払拭すべきである。

(県当局) 今回は事件が起き、いろいろな声が出てきたことを鑑みた。

(委員) 「改めて次々と」は知事のところだけに寄せられたもので、県当局に寄せられたものではないという説明だったが、それでよいのか。

(県当局) 当局に寄せられた情報以外にも知事のところに情報が行っているということである。

(委員) 12月5日の時に分からなかったのは、知事がテレビ報道でみたシーンで感動したということだった。大勢の議員が現場で見たことだと思い込んだ。これについてはどうか。

(県当局) 知事と議論を重ね、知事が自分の言葉で表現されたことを家族に伝えるには、まずはそのままと思った。

(委員) 前回の答弁で知事の発言は知事あるいは知事室がまとめたものとのことだったがと思うが、この手紙は福祉子どもみらい局が取りまとめたものか。

(県当局) 手紙は局でまとめた。決算特別委員会での意見を念頭に置いたものである。

(委員) 共同会にできるだけ早い時期に説明の場を作ってほしいと申し入れたのか。

(県当局) そのとおり。知事が直接説明する場をと相談した。

(委員) 説明する場とは、共同会も一緒にいる場か。

(県当局) 利用者・家族と職員もいるだろう。

(委員) 手紙に共同会とは書いてない。

(県当局) 手紙は家族に送ったもので、共同会とは書いていないが、共同会には理事長に会い、協議をしたい旨伝えた。

(委員) 施設関係者・共同会と書けばいいのではないか。

(県当局) 家族会・共同会で14日にイベントがあるので、その時にとの要望だった。

(委員) この説明会は県がやるものなのに、なぜ共同会と書いてないのか。共同会を排除したものだと思われる。

(県当局) 共同会から、職員は別の席でと言われている。

(委員) 今日、何か会議があるか。その会議に出たいと言ったことはないか。

(県当局) 今日、利用者の会議があることは聞いている。そういった場面が利用できるか調整したが、我々が行くことはない。明日行きますという知事のご挨拶のビデ

オメッセージを送った。

(委員) 休憩後にそのビデオメッセージを拝見したい。

(委員会でビデオメッセージを放映し視聴。)

(委員) 新しい施設について、これまでと選定基準等どのような点で異なるか。

(県当局) 大きな違いは施設規模で、元の定員 160 名が芹が谷 66 名、千木良 66 名と小規模化となる。さらに居住棟が 20 名 1 ホームから 11 名のユニット化・個室化となり、地域生活体験・交流のスペースを設ける。

(委員) 指定管理をし直すことで何らかの変更はあるか。

(県当局) 再生基本構想に基づき、建て替えを機に、障害特性を踏まえ望む暮らしができるように更に推進していく。

(委員) 令和 3 年の入所に間に合わせるための施設整備と指定管理のスケジュールは。

(県当局) 千木良は令和 3 年 4 月建物完成、芹が谷は令和 3 年 9 月建物完成。検査や什器搬入などで入居は 2～3 ヶ月後となり、千木良は令和 3 年夏入所。その後芹が谷は芹が谷やまゆり園として運営開始となる。令和 3 年夏に指定管理が可能になっている必要があり、引継ぎや人材確保のためにはその半年以上前、令和 2 年 12 月の議会に議案提出・議決が必要となる。そのため、公募は令和 2 年 2 月の議会に諮る必要がある。

(委員) 基本協定書第 73 条に基づいて協議を申し入れるとのことだが、県としてどういう立場で協議に臨むのか。

(県当局) 必要な協議を申し入れて、受けていただく立場。共同会に判断してもらう。

(委員) モニタリングについてだが、2018 年の報告書では「人権擁護を図るため資質向上に努める。拘束ゼロに向けた取組みを進めた。」とある。かつて起こったことから取組みを進めたということか。

(県当局) 長時間の拘束については手続き上の問題はなかったが、拘束に頼らない支援を進めたことがゼロに向けた取組みをしているということだった。

(委員) 所管課との連携はどのように取り組んだか。

(県当局) 月 1 回定期的に連絡会を行っている。

(委員) 職員体制は常に定数どおりに確保されているか。職員が定着しているかの検証は行っているか。

(県当局) 毎月、配置状況・勤務状況の報告を受けている。国の配置基準・県の指定管理の想定人員を満たしているか確認しており、抵触することはなかった。

(委員) 意思決定支援はどのように行っているか。

(県当局) チームを編成し、本人をよく知ることや見学・体験等を行っており、県も参画している。専門家アドバイザーの意見を取り入れて丁寧に進めている。

(委員) 明日の知事の説明はどのようなものと先方に説明しているのか。

(県当局) 知事発言の説明をし、その後、質疑応答と伝えている。時間は14:15~14:45で、説明10分、質疑応答15~20分を予定している。

(委員) 公募の理由について3つの理由が示されたが、新たに第4、第5の理由が示されるということはないか。

(県当局) すべてを把握していないが、利用者に分かりやすく知事発言の趣旨を説明することになる。

(委員) 意見を取り入れる姿勢を大切にし、再スタートの場としてほしい。

(県当局) 意見・質問に丁寧に答えなければならない。知事の話したことを精査し、議論が始まっていくと思う。真剣に受け止め、対応していく。

○各会派意見

(自民党) 津久井やまゆり園の指定管理の見直しに関する知事の発言についてです。

去る12月5日、本会議において知事より、令和6年度まで現在指定管理を担っているかながわ共同会による指定管理期間を見直し公募するとの発言が唐突にあり、やまゆり園入所者、ご家族、更には今この瞬間も使命感をもって真摯に入居者の支援にあたっている職員をはじめ関係者に対し、計り知れない不安と動揺を与えたことは極めて遺憾であり、その責任は極めて重いと言わざるを得ません。こうした知事の唐突な発言に至った発端は、愛名やまゆり園の元園長が逮捕されたことであり、またそれを機に利用者支援に関し車いすに長時間拘束していた、あるいは外出が殆どなかったといった問題点を厳しく指摘する情報が、知事のもとに次々と寄せられたとのことでもあります。更にやまゆり園から、他のグループホームに移った方の暮らしぶりを見て感動したとのことでした。しかしながら当委員会における議論の中で、車いすの長時間拘束の問題、外出の問題についてはその後の調査やモニタリング等の結果、問題はなかったことが明らかになり、とりわけ長時間拘束に関してはその後改善が図られ、昨年4月に共同会として拘束ゼロを達成し、既に知事にも報告がなされていることも明らかになっています。加えて先ほど触れた本会議における発言の中で、知事曰く、グループホームに移った方の感動的な様子が、実はテレビ報道の1シーンであったことも明らかになり、あたかも自らがその場に赴き直接見たかのような誤解を与えかねないような表現であったことは、恣意的であり、不適切であったと言わざるを得ません。いずれも極めて重大な政策変更を求めていく重要な発言に至った論拠としては、極めて脆弱であり説明力を持ち合わせていないと指摘せざるを得ません。また、愛名やまゆり園の元園長による事件を契機として見直しを考えるのであれば、その発端となった愛名やまゆり園のみならず、厚木精華園の指定管理について現状のまま引き続きかながわ共同会が担っていくこととしている中、なぜ今突如として津久井やまゆり園の指定管理の在り方を大きく見直すとの考えに至ったのか。論理が飛躍しており今もって理解することができません。愛名やまゆり園においては、現在特別監査が行わ

れており、また津久井やまゆり園においても、立ち入り調査を実施しているとしておりますが、何れもその結果は出ておらず、現状において重大な問題が確認されているわけではありません。これまで、私どもは一貫して利用者、ご家族に寄り添い、その意向を最大限尊重しながら利用者の支援と施設の運営にあたるべきとの立場で議論をしてまいりました。更に先日の委員会における議論の中で、入所者の満足度は極めて高いと報告もあった中で、なぜ今このような発言に至ったのか、議論をすればする程理解に苦しむばかりであります。3年前のあの凄惨な事件に直面し、言い表すことができない恐怖と深い悲しみから立ち上がろうとしている入所者とそのご家族に、不安と動揺を与えるような対応は厳に慎むべきと考えています。さらにあの事件以降、休む間もなく入所者の支援とご家族のケアに当たり、心血を注いできた職員をはじめ関係者のモチベーションの低下が懸念されるような発言を、知事自らが発したことの重大性を重く受け止めるべきと厳しく指摘せざるを得ません。今後も会派はこれまで同様繰り返し述べてきた通り、利用者にご家族に寄り添いつつ、感情的ではなく、建設的かつ論理的に議論を重ねていく決意を改めて明らかにしております。

(立憲民主党・民権クラブ) 今回、知事が本会議で指定管理者の選定について方針転換を表明したことに、不安と動揺が広がっています。これまで様々な議論を積み重ねて再生に向けて取り組んできたことを重く受け止め、県からの一方的な説明でなく、入所者、ご家族など、また現場の共同会のご意見を真摯に伺うという姿勢で対応していただくよう求めます。

(かながわ県民・民主フォーラム) 12月5日の本会議での知事発言により、社会福祉法人かながわ共同会の指定管理の指定期間を見直し、指定管理者の選定について公募する方針を示されたところであり、このことは、本来なら11月25日の議案提案説明時に議会に提案すべきことであり、12月5日の知事発言はあまりにも唐突でありました。これまでの利用者の意思決定支援や地域との話し合いのプロセスを考えれば、構築してきた信頼関係をないがしろにしているのではないかと感じざるを得ません。そして議会軽視であります。重ねて出してはならない神奈川県的大量の行政文書、ハードディスクドライブのデータを大量放出させているにもかかわらず、議会で討議にすべき津久井やまゆり園利用者へ送った手紙やビデオレターなど、委員会で追及しなければ出てこなかった訳でありまして、出すべきものを出さない等、県当局の姿勢はあまりにも不誠実でありました。本常任委員会には津久井やまゆり園の施設整備に係る委託契約、定県135号議案、145号議案が提案されています。津久井やまゆり園の再生の取り組みは様々な課題はあろうとも、令和3年度の新施設の開設に向けしっかりと施設整備を決めることが重要であります。凄惨な事件の後、今も仮移転先での暮らしが続く津久井やまゆり園の利用者やご家族が、1日も早く、安心・安全に暮らすことができるよう着実に取り組みを進めるよう求め

ます。また、新たな法人を選定するとなると、新法人は現場運営など様々な事前に準備することが必要と考えられ、令和3年度の開始を実現するには、令和2年度の早い時点で公募を開始しなければならない、という説明がありました。私たちにはあまり時間が残されていません。重ねて着実に取組みを進めるように求めておきます。

以上

(文責) 社会福祉法人かながわ共同会

注：この質疑の概要は、県当局が知事の発言をより具体的に説明していると思われる部分を中心に、かながわ共同会が録音から書き起こしたもので、発言の趣旨等については出来る限り正確に伝わるよう記載していますが、実際の発言とは言い回しや語尾等が異なる場合があります。